



宮 崎 県 公 報

平成30年8月27日 (月曜日) 第 3024 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 1
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより

頁

- 住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 1
- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部を改正する告示…………… (“) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 1
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (“) 2
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示…………… 2

告 示

宮崎県告示第 696号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定 (昭和47年宮崎県告示第 644号) の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

川南町に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 697号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定 (平成4年宮崎県告示第 482号) の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

川南町に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 698号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定 (平成7年宮崎県告示第 502号) の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

川南町に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県高鍋保健所並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 699号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字焼木ノ尾98 (次の図に示す部分に限る。)、90、91-1、91-3、92、94-1、95-1、95-3、96-1、96-3、97-1から97-3まで、97-5、97-7、97-9、100-1、100-2、101、102、104、105-1、105-2、106、107-1から107-3まで、107-5、107-7、107-9、107-11

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 700号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
西都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 701号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大明司字後川内2095-4、2095-6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字後川内2095-4
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 702号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和50年7月8日宮崎県告示第 955号、昭和52年1月21日宮崎県告示第49号、昭和52年11月8日宮崎県告示第1134号、昭和54年5月22日宮崎県告示第 661号、昭和58年1月28日宮崎県告示第85号、昭和59年3月6日宮崎県告示第 274号、昭和61年6月10日宮崎県告示第 644号、平成元年9月1日宮崎県告示第 971号、平成元年10月17日宮崎県告示第1125号、平成8年5月23日宮崎県告示第 707号、平成9年11月20日宮崎県告示第1202号、平成13年10月

3日農林水産省告示第1354号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び東臼杵農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 149号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面におけるかごを使用しての水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成30年8月27日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

- 1 かごの使用制限
使用できるかごの数は、1人3個以内とする。
- 2 採捕禁止期間
毎年1月1日から6月30日まで及び12月1日から12月31日まで
- 3 採捕時間
日没から日の出まで
- 4 指示の適用除外
次に掲げる場合は、この指示は適用しない。
ア 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号。以下「規則」という。）第33条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合
イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項の規定により指定された水産動物（魚類）の駆除のため宮崎県内水面漁場管理委員会の承認を受け使用する場合
- 5 指示の有効期間
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで